

男女共同参画ってなあに？　Part 151

11月は「男女共同参画推進月間」
11月12日～25日は「女性に暴力をなくす運動」期間

「男女共同参画推進月間」とは

茨城県では、職場や地域、家庭などにおける男女共同参画への理解と関心を深め、さまざまな活動が積極的に行われるように、男女共同参画推進条例に基づき、毎年 11 月を「男女共同参画推進月間」として定めています。

町でも、11 月は「利根町地場産業フェスティバル」での啓発イベントの実施や、役場イベントホールでの男女共同参画に関するパネルなどの掲示を行い、男女共同参画社会の周知啓発に努めます。

「女性に対する暴力をなくす運動」―11月12日から25日―

配偶者・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメント、ストーカー行為など、女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害する重大な問題であり、いかなる理由があっても許されるものではありませんが、現状として多くの方が被害に遭っています。

暴力の主な原因として、家庭や職場など社会における男女の固定的役割分担意識や男女の経済格差などが挙げられており、男女があらゆる分野において対等なパートナーとして活躍する男女共同参画社会を形成するために、これらは解消すべき重要な課題となっています。

近年では、SNS などを通じて知り合った相手から性的な画像を送るよう求められたり、脅されるなど、インターネットをきっかけとした性被害も問題となっています。また、相手の同意のない性的な行為は、身近な人や交際相手との間であっても性暴力に当たります。

この問題の根本には、女性の人権の軽視があります。さらなる加害者と被害者を生まないために、この運動をきっかけに暴力や人権尊重について考えてみませんか。



パープルリボン
女性に対する暴力根絶のシンボル

相談窓口一覧
～DVや性暴力の悩み、受け止めてくれる人がきっといる。年齢・性別問わず相談できます～

●性犯罪・性暴力（AV出演被害に関する相談もできます）

・性暴力被害者サポートネットワーク茨城
電話：「＃ 8891（はやくワンストップ）」もしくは「0120−8891−77」または「029−350−2001」
時間：24 時間受け付け
※平日 9：00 ～ 17：00 は、いばらき被害者支援センターの女性相談員が、平日夜間・休日は、内閣府コールセンターが対応。

・茨城県警察　性犯罪被害相談
電話：勇気の電話「＃ 8103（ハートさん）」または「0120−21−8103」
時間：24 時間受け付け
※原則として女性カウンセラーや女性警察官が対応。（可能な限り、希望する性別の職員が対応）

●配偶者・交際相手からの暴力

・茨城県配偶者暴力相談支援センター
電話：DV 相談ナビ「＃ 8008」もしくは「029−221−4166」
時間：平日 9：00 ～ 21：00、土・日曜日、祝日 9：00 ～ 17：00
※専門の女性相談員が、あなたと一緒に考え、問題解決のために助言。相談は無料、秘密厳守、匿名相談も可。

●問い合わせ　政策企画課　政策企画係　☎68−2211（内線334）